

# 自動車税（種別割）

この税金は、自動車をお持ちの方にかかるものです。

軽自動車・オートバイなどには軽自動車税（種別割）（市町村税）がかかります。

※ 令和元年10月1日以降、自動車税は、「自動車税（種別割）」に名称が変更されました。



## 納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・オートバイなどを除く。）を所有している人。

ただし、割賦販売（ローンでの購入）契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にある場合は、買主である使用者の人。



## 納める額

自動車の種類、用途、総排気量、最大積載量などによって税率が異なり、その主なもの（標準税率）は次のとおりです。

区 分			自家用	恒久減税	営業用	
乗 用 車	総 排 気 量	1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円	
		1,000cc超 1,500cc以下	34,500円		8,500円	
		1,500cc超 2,000cc以下	39,500円		9,500円	
		2,000cc超 2,500cc以下	45,000円		13,800円	
		2,500cc超 3,000cc以下	51,000円		15,700円	
		3,000cc超 3,500cc以下	58,000円		17,900円	
		3,500cc超 4,000cc以下	66,500円		20,500円	
		4,000cc超 4,500cc以下	76,500円		23,600円	
		4,500cc超 6,000cc以下	88,000円		27,200円	
	6,000cc超	111,000円	110,000円	40,700円		
ト ラ ック	最 大 積 載 量	1 t以下	8,000円	25,000円	6,500円	
		1 t超 2 t以下	11,500円		9,000円	
		2 t超 3 t以下	16,000円		12,000円	
		3 t超 4 t以下	20,500円		15,000円	
		4 t超 5 t以下	25,500円		18,500円	
ラ イ ト バ ン	1 t以下 最 大 積 載 量	総 排 気 量	1,000cc以下		13,200円	10,200円
			1,000cc超 1,500cc以下		14,300円	11,200円
			1,500cc超		16,000円	12,800円

※ 恒久減税は、令和元年10月以降に初回新規登録された自家用乗用車に適用されます。

## ●自動車税（種別割）のグリーン化について（令和5年度）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の開発と普及を目的として、地方税法により「自動車グリーン化特例」が施行されています。令和5年度におけるグリーン化特例の内容は、以下のとおりです。

### 1 税額が大きくなる自動車（重課）

以下の条件に該当する自動車については、自動車税（種別割）が通常の税率よりおおむね15%（又は10%）高くなります。

燃料の種類	初度登録（新車登録）年月日	経過期間	適用税率
ガソリン・LPG	平成22年3月31日以前	13年以上	期間を経過した翌年度から通常の税率よりおおむね <b>15%</b> 高くなります。
軽油（ディーゼル）	平成24年3月31日以前	11年以上	

（注1）重課は、抹消登録（廃車手続き）がされるまで適用されます。

（注2）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車・一般乗合バス・被けん引車は重課対象外です。

（注3）バス（一般乗合バスを除く）、トラック（被けん引車を除く。）の重課割合は、おおむね10%となります。

### 2 税額が小さくなる自動車（軽課）

令和4年度に初度登録（新車登録）し、下表に該当する自動車（乗用車）は、令和5年度の自動車税（種別割）が通常の税率より軽減されます。

初度登録（新車登録）	軽減の要件	税額
令和4年度中 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・燃料電池自動車</li> <li>・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)</li> <li>・プラグインハイブリッド車</li> </ul>	おおむね 75%軽減

（注1）排ガス性能と燃費性能の2つの基準を満たした自動車に適用されます。

（注2）軽減税率の適用期間は1年間です（来年度以降は標準税率となります。）。

（注3）営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね50%軽減。



#### 申告と納税

自動車を購入したり、廃車、登録事項の変更などをしたときに、そのつど申告します。

県税事務所から送付される納税通知書により、毎年賦課期日（4月1日）現在の所有者（割賦販売契約で所有権が売主にある場合は買主である使用者）が5月10日から5月31日までに納めます。

なお、賦課期日後に、新規登録をした場合は、登録申告とあわせて、登録した月の翌月から月割計算（注）した額を納めます。

（注）月割課税の場合の税額 = 年税額 ×  $\frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$   
(100円未満の端数は切捨て)



#### 税金の還付

年度途中で自動車を廃車した場合は、月割により税金が還付されます（移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務がありますので、還付されません。新所有者には、翌年度から課税されます。）。

#### 茨城県からのお知らせ

#### 年度途中で「他都道府県ナンバー」に変更したときは

年度途中で、引っ越しや自動車の売買等によって、自動車のナンバーが他都道府県のナンバーに変わっても、原則として月割計算による自動車税（種別割）の還付や新たな課税はありません。なお、抹消登録（廃車）の際の還付や、新規登録時（新車・中古車）の課税については、月割計算されます。

#### ○「茨城県ナンバー」から「他都道府県ナンバー」に変更・移転登録した場合

茨城県での還付や変更・移転先の都道府県での新たな課税は行われません（翌年度から変更・移転先の都道府県で課税されます。）。

#### ○「他都道府県ナンバー」から「茨城県ナンバー」に変更・移転登録した場合

変更・移転前の他都道府県での還付や茨城県での新たな課税は行われません（翌年度分から茨城県で課税します。）。

注）法令、条例の規定に基づき自動車税（種別割）が課税されていない他都道府県ナンバーの自動車（例：市町村が所有していた自動車など）を購入した場合は、茨城県において、新所有者に月割計算による自動車税（種別割）が課税されます。また、茨城県において自動車税（種別割）が課税されない場合は、移転前の都道府県において、前の所有者に月割計算による自動車税（種別割）が還付されます。

#### ○車検を受ける場合のご注意

自動車のナンバーを「他都道府県ナンバー」に変更してから翌年度の5月30日までの間に車検を受ける場合は、移転前の都道府県の納税証明書が必要となる場合があります。次の点にご注意ください。

- ・ナンバー付きの自動車を売買する場合は、売買時に、納税証明書の引渡し（売る場合）又は受取り（買う場合）を確認しましょう。
- ・引っ越しする場合は、引っ越し前に納税証明書の有無を確認しましょう。

茨城県からのお知らせ

便利な納税方法をご利用ください

○スマートフォン決済アプリでの納税

スマートフォン決済アプリ（PayB、PayPay、LINE Pay）を利用して、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、銀行やコンビニ等へ行くことなく「いつでも・どこでも・簡単に」納税することができます。

地方税統一QRコード（eL-QR）付き納付書は、上記の決済アプリ以外も利用可能です。利用可能なアプリは、下記の地方税お支払サイトをご確認ください。

○地方税お支払サイトでの納税

自動車税（種別割）は、納付書に印刷されたeL-QRやeL番号（注1）を使いパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、クレジットカード（注2）やインターネットバンキング等で納税することができます。

利用可能時間等、詳しくは地方税お支払サイト  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。



（注1） eL番号とは、納付書に印刷された「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」をいいます。

（注2） クレジットカード決済の場合、納付金額に応じて、システム利用料がかかります。

○コンビニエンスストアでの納税

自動車税（種別割）は、全国のコンビニエンスストアで、休日、夜間を問わず24時間いつでも納税することができます。

○口座振替

自動車税（種別割）は、口座振替により納税することができます。納期限の日に預金口座から振替納税されますので、納め忘れの心配や納期のたびに金融機関等に出向く必要がなくなり大変便利です。

お申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ金融機関に提出してください。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

○自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）

\* 自動車保有関係手続きのワンストップサービスとは？

自動車を保有する際に必要な各種行政手続と税・手数料の納付が、インターネットを使ってパソコン上から一括して行えるサービスです。

\* 対象手続

警察で行う「自動車保管場所証明の申請」  
運輸支局等で行う「自動車の検査・登録の申請」  
県税事務所で行う「自動車税（環境性能割・種別割）の申告・納付」



オンラインで  
一括手続き！

\* 対象車両

OSSを利用可能な車両には条件があります。

詳しくは、OSSポータルサイトのチェックプログラムをご利用ください。

チェックの判定結果がOSS利用対象外の場合は、従来どおり窓口での手続きをお願いします。

\* 詳しくは

自動車保有関係手続のワンストップサービス・ポータルサイト  
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html> をご覧ください。



# 自動車税（種別割）

## 2 県税のあらまし



### 減 免

心身に障害のある方が使用する自動車、若しくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する自動車、または心身に障害のある方（心身に障害のある方のみで構成される世帯、または、障害のある方と未成年又は70歳以上の方のみで構成される世帯の方に限ります。）のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。

### 1 減免を受けられることができる障害の程度

次表に該当する場合です。

手帳の種類	障害の区分		障害の等級（程度）		
			身体障害者手帳	戦傷病者手帳	
身体障害者手帳	視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	
	聴覚障害		2級及び3級	同上	
	平衡機能障害		3級	同上	
	音声機能障害		3級（こう頭摘出による音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各項症（こう頭摘出による音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害がある場合に限る。）	
	上肢障害		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	
	戦傷病者手帳	下肢障害	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
	戦傷病者手帳	体幹障害	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	戦傷病者手帳	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	
			移動機能	1級から6級までの各級	
	療育手帳	心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
		じん臓機能障害		同上	同上
		呼吸器機能障害		同上	同上
		ぼうこう又は直腸の機能障害		同上	同上
		小腸の機能障害		同上	同上
免疫機能障害		1級から3級までの各級			
肝臓機能障害		同上			
療育手帳		④又はA			
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・ 障害の治療のため通院されている方			

（注）総合（合併）等級の場合は、障害区分ごとに判断します。

例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。



## 2 減免の対象となる自動車

障害のある方が自ら使用する自動車又は専ら障害のある方の通学、通院、通所若しくは生業に使用される自動車（次表参照）

減免を受けようとする 自動車の運転者	減免を受けようとする自 動車の所有者（取得者）	障害者ご本人	障害者と生計 を一にする方
障害者ご本人		○ (注1)	○ (注1、2)
障害者と生計を一にする方		○ (注1、2)	○ (注1、2)
障害者を常時介護する方		○ (注3)	○ (注3)

- (注1) 自動車のナンバープレートが「茨」「水戸」「土浦」「つくば」で、自動車検査証の所有者が障害者ご本人又はその方と生計を一にする方（所有権留保付割賦販売契約で購入した場合は、使用者が障害者ご本人又はその方と生計を一にする方）の自家用車に限られます。他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車は、減免の対象となりません。
- (注2) 生計を一にする方とは、障害者と住所が同一である方や障害者と扶養関係がある方を言います。なお、3親等以内の親族に限り、近隣区域（同一大字又は半径2km以内）に居住している場合は生計を一にする方とみなします。また、障害者が福祉施設に入所している場合で、施設への入所申込書等により障害者と3親等以内であることが認められる場合は、近隣区域にかかわらず生計を一にする方とみなします。
- (注3) 障害者を常時介護する方とは、減免の対象となる障害者等のみで構成される世帯の障害者が所有（取得）する自動車を、継続して（少なくとも1年以上の間）日常的に（少なくとも週3日程度以上）障害者のために運転しているか又は運転する見込みのある方で市の福祉事務所、町村役場、県の長寿福祉課から常時介護する事実の証明を受けた方のことをいいます。

## 3 減免申請書の提出期限及び提出先（環境性能割・種別割）

減免を受けようとする場合には、「自動車税（環境性能割・種別割）減免（減額）申請書（障害者に係るもの）」に必要書類を添付（必要書類の提示を含む。）のうえ、提出期限までに提出してください。

納税方法の区分		申請書の提出先	提出期限
自動車税 (種別割)	証紙徴収 ・新規登録	○水戸ナンバーの場合 水戸県税事務所自動車税分室 ○土浦・つくばナンバーの場合 土浦県税事務所自動車税分室	登録の日から30日 以内（注1、2）
	普通徴収	自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所	納税通知書に記載 された納期限（注3）
自動車税 (環境性能割)	証紙徴収 ・新規登録 ・移転登録	○水戸ナンバーの場合 水戸県税事務所自動車税分室 ○土浦・つくばナンバーの場合 土浦県税事務所自動車税分室	登録の日から30日 以内（注1、2）

- (注1) 納税方法が証紙徴収のもので、当該年度では自動車税（環境性能割・種別割）が課税されないもの（例：3月に50万円以下の中古車を購入した場合など）については、普通徴収の例により自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所に減免申請をしてください。
- (注2) 納税方法が証紙徴収のもので、登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録の日自動車税（環境性能割・種別割）を納付していただき、減免承認後、還付することになりますのでご注意ください。
- (注3) 納税方法が普通徴収のもので、提出期限後に申請があった場合は、翌年度分の減免申請として受付いたします。（ただし、申請時と申請の翌年度の賦課期日（4月1日）時点で、申請内容に変更が生じた場合は、申請が無効となる場合があります。）。

## 自動車税（種別割）

### 2 県税のあらまし

#### 4 必要書類

##### 1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示

手帳の交付年月日は、普通徴収の場合にあっては、減免申請する日の属する年の3月31日以前、証紙徴収の場合にあっては、登録の日以前である必要があります。

##### 2) 運転する人の運転免許証の提示

##### 3) 納税通知書

普通徴収の場合のみ

##### 4) 生計を一にすることを示す書類又は常時介護証明書（発行から3か月以内のもの）

生計を一にする方が運転若しくは所有する自動車又は障害者のみ（障害者、未成年者又は70歳以上の者のみ）で生活する障害者を常時介護する方が運転する自動車である場合のみ

生計を一にすることを示す書類

区 分	必 要 書 類
障害者と住民票上の住所が同じ場合	・原則として生計を一にすることを示す書類は不要です。 ※必要に応じて住民票等の提出を求めることがあります。
障害者と住民票上の住所が違う場合（扶養関係書類あり）	・扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し）
障害者と住民票上の住所が違う場合（扶養関係書類なし）	・障害者の住民票 ・障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本又は抄本（3親等以内の親族に限ります。） ・生計同一確認書（同一大字内又は半径2km以内の区域に居住することを示すもの）
障害者の方が福祉施設へ入所している場合	・障害者の住民票 ・福祉施設の一時帰宅等証明書（減免申請書の裏面） ・扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し）又は施設入所申込書等の写し又は障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本又は抄本（3親等以内の親族に限ります。）

常時介護証明書の発行機関

手帳の種類	証明書発行機関
身体障害者手帳	市の福祉事務所又は町村役場
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
戦傷病者手帳	県の長寿福祉課

##### 5) 納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は64ページをご参照ください。）

##### 6) 減免自動車の抹消登録証明書又は移転登録後の自動車の車検証の写し

既に減免を受けている自動車がある場合のみ

##### 7) 減免を受けようとする自動車の車検証の写し

納税方法の区分が証紙徴収のうち登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合のみ

##### 8) 減免申請書（県税事務所にあります。）

#### 5 減免できる台数

減免を受けることができる自動車は、障害のある方一人に対し、一台（軽自動車も含む。）に限られます。そのため、既に減免を受けている自動車（以下「既減免車」という。）がある場合で、既減免車を買替える場合には、減免申請時に、既減免車について抹消登録又は移転登録が完了している場合限り、新たに取得した自動車の減免が受けられます。

## 6 減免する税額

- (1) 自動車税（種別割）  
全額を減免します。
- (2) 自動車税（環境性能割）  
全額を減免します。

(注) 納税方法の区分が証紙徴収のうち登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録の日に自動車税（環境性能割・種別割）を納付していただき、減免承認後、還付することになりますので、ご注意ください。

### 茨城県からのお知らせ

### 自動車税についてのよくあるご質問

#### Q 自動車を譲ってくれた人に納税通知書が届く 手放した自動車の納税通知書が届く

A 自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売の場合は使用者）にかかる税金です。このため、3月31日までに移転登録の手続きが済んでいなかったことが考えられますので、速やかに相手方にご確認ください。自動車を手放してもらったり、譲ったときには、運輸支局等で必ず移転登録をしましょう。

※ 移転登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

#### Q こわれて動かなくなった自動車に税金がかかっている

A 登録がある限り自動車税（種別割）が課税されるので、一日も早く所管の運輸支局等で抹消の登録をしましょう。自動車税（種別割）は抹消登録した月まで、月割計算されます。

なお、自動車が滅失等している場合や、何らかの事情で抹消登録ができない場合には、県税事務所にご相談ください。

※ 抹消登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

#### Q 転居して住民票を移したのに納税通知書がこない

A 新しい住所へ納税通知書を送付いたしますので、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

なお、納税通知書は、車検証の住所に基づいて送付しております。住民票を移しても、車検証の住所は変わりません。所管の運輸支局等で住所変更登録の手続きをする必要があります。

※ 変更登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

#### Q 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）がない

A 継続検査等（車検）を受けるときの納税証明書は、運輸支局の窓口で電子的に納付確認ができる場合、提示を省略できるようになりましたが、車検を第三者（業者等）に依頼する場合は、納税証明書の提出（提示）を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。なお、納税証明書が必要な場合は、各県税事務所が発行します。

#### ☆登録手続きに関するお問い合わせ

- 茨城運輸支局（国土交通省）…………… ☎ (050) 5540 - 2017
- 茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所…………… ☎ (050) 5540 - 2018
- 軽自動車検査協会茨城事務所…………… ☎ (050) 3816 - 3105
- 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所…………… ☎ (050) 3816 - 3106